

## 2. 近年の高齢者福祉及び介護保険制度の動向

### (1) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律について (令和元年5月)

この法律は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設のほか、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設や、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等を内容とするものです。

この法律の制定により、医療保険レセプト情報等のデータベースと介護保険レセプト情報等のデータベースについて、連結解析を行うことが可能となったほか、75歳以上の高齢者に対する保健事業を、市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、後期高齢者医療広域連合（以下、本項中「広域連合」という。）市町村それぞれの役割が定められるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等が行われました。

具体的には、広域連合が市町村に対して、高齢者の保健事業を介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することについて委託し、市町村は、医療保険や介護保険のデータ分析を通じた地域の健康課題の整理・分析や、多様な課題を抱える高齢者に対するアウトリーチ支援などを実施することにより、フレイル状態にある高齢者を適切な医療や介護サービスに接続し、疾病予防や重症化予防を促進しようとするものです。

### (2) 認知症施策推進大綱について（令和元年6月）

認知症施策推進大綱は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進することを目的として、令和元年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議においてとりまとめられました。

具体的には、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤のもと、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを進めていくとして、「普及啓発・本人発信支援」、「予防（「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を遅らせる」という意味）」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」、「研究開発・産業促進・国際展開」の5つの施策を、認知症の人やその家族の意見を踏まえ、立案・推進するとされています。

### (3) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律について（令和2年6月）

この法律は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築支援、

地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の促進、介護人材の確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等を行うことを内容とするものです。

このうち、市町村の包括的な支援体制の構築については、社会福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民やその家族に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する「重層的支援体制整備事業」を行うことができるものとされました。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症に関する本市の対応

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、様々な取り組みを実施してきました。ここでは、高齢者支援や介護保険事業に関する主な取り組みをまとめています。

##### 感染予防対策

市内の介護サービス事業所に対し、市の備蓄分や民間等から寄贈されたマスク、アルコール消毒液、微酸性次亜塩素酸水スプレー、フェイスシールド、使い捨て手袋等の物品を配布するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策応援訪問」や「新型コロナウイルス感染症予防研修会」を実施し、適切な事業運営の継続に向け、専門的な見地から感染症対策に関する支援を行いました。

##### 事業所運営支援

感染症拡大に伴い事業収入が大幅に減少した事業所や、感染症罹患者の確認等により一時的に休業等を余儀なくされた事業所に対し、運営継続を支援するための交付金を交付するとともに、感染者やその濃厚接触者に対してサービス提供を行った事業所に対し、実績に応じ交付金を交付する制度を設けました。

##### 介護サービス従事者支援

雇用維持や介護サービスの安定的な提供体制確保を目的として、新型コロナウイルス感染拡大の影響で失業した人が、新たに介護従事者として就職した場合に、給付金を支給する制度を設けました。

また、ガバメントクラウドファンディング等により寄付金を募り、本市と連携協定を締結している民間事業者の協力を得て、市内の介護サービス事業所等の従事者に対し、健康と体力維持に役立つドリンク等のギフトを贈りました。

##### 市民への啓発・支援

外出自粛によるフレイルを予防するため、きんたくん健幸体操<転倒予防・いきいき百歳体操編>について、広報臨時号の発行やケーブルテレビでの放映、希望者へのDVD配布等により啓発を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人について、前年の所得金額等に基づき、介護保険料の減免を行いました。